

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千十六号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年六月二十六日

農林水産大臣 小泉 進次郎

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30998号 令和7年6月26日	Capsicum annuum L.	こういくこう 高育交シシ15号	高知県 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	高知県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第30999号 令和7年6月26日	〃	こういくこう 高育交シシ16号	〃	〃	〃

第31022号 令和7年6月26日	Fragaria L.	さいごう 彩6号	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区 高砂三丁目15番1号	埼玉県	〃
----------------------	-------------	-------------	----------------------------------	-----	---